

民事家事当番弁護士制度のご案内

◆ 民事家事当番弁護士制度とは

ご自身で裁判や調停をされている方を対象に、

初回30分無料(以降の相談料は担当弁護士とご相談ください)で

弁護士がご相談に応じる千葉県弁護士会の制度です。

(申立てするかどうか等の事前の相談、手続きが終了した後の事後の相談を除く)

◆ ご利用できる方

☑ 次の裁判所のいずれかで**裁判・調停・審判**が係属している方

<地方裁判所>

- ・ 千葉地方裁判所
- ・ 千葉地方裁判所松戸支部
- ・ 千葉地方裁判所佐倉支部

<家庭裁判所>

- ・ 千葉家庭裁判所
- ・ 千葉家庭裁判所松戸支部
- ・ 千葉家庭裁判所市川出張所
- ・ 千葉家庭裁判所佐倉支部

<簡易裁判所>

- ・ 千葉簡易裁判所
- ・ 松戸簡易裁判所
- ・ 市川簡易裁判所
- ・ 佐倉簡易裁判所

☑ 弁護士・司法書士が代理人に就いていない方

◆ 申込み受付窓口

※当該地区に所属する会員が担当します

裁判所の場所や住まいの地域等を踏まえ、ご希望の地区を選んでお電話ください。

◆ 千葉地区 043-227-8954

◆ 松戸 東葛地区 047-366-6611

◆ 京葉地区(船橋・市川・浦安) 047-431-7775